

# 平成18年度市町村立小・中学校における市町村費負担教員の実態調査要綱

## I 調査の目的

平成18年4月1日より市町村立学校職員給与負担法の一部が改正され、市町村立学校において市町村が給与を負担して独自に教職員を任用することが可能となったところである。

これに伴い、市町村費負担の教員についても教員数として把握する必要があるが、義務教育国庫負担の対象外の教員であるため、文部科学省及び都道府県ではその実態を把握できていない状況にある。

このため、市町村費負担教員の任用状況を把握し、教育行政における基礎資料を得るとともに、平成19年度の学校基本調査の改正の検討に資するため、平成18年度における市町村費負担の教員の任用実態を試験調査する。

## II 調査対象

全国の市町村教育委員会を対象とする。

## III 調査事項

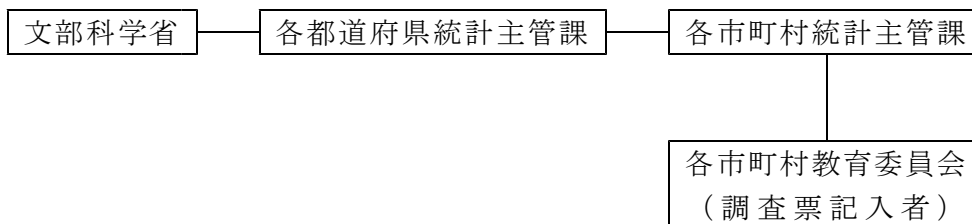
1. 市町村が給与を負担し法令に定める条件を満たして任用されている本務教員の職名別・男女別任用状況。
2. 市町村が給与を負担し法令に定める条件を満たして任用されている兼務教員の職名別・男女別任用状況。
3. 平成19年度以降の公立小・中学校における、教員数の県費負担・市町村費負担別把握状況。

## IV 調査の実施時期

平成18年5月1日現在における実態を報告する。

## V 調査方法

1. 調査系統



## 2. 調査票の配布、取集

- (1) 文部科学省は、調査票をMicrosoft Excel形式で電子データ化し、都道府県統計主管課に電子メールで調査票を配布する。
- (2) 都道府県統計主管課は、管轄の市町村統計主管課を経由して市町村教育委員会に調査票を配布する。
- (3) 市町村教育委員会は、(8)に定める期限までに所管の市町村統計主管課を経由して都道府県統計主管課へ調査票を提出する。
- (4) 都道府県統計主管課は、(8)に定める期限までに取集した調査票を文部科学省へ提出する。
- (5) 調査票は、(1)により配布した電子データの様式により、原則として電子メールで提出する。電子メールが使用できない等によりがたい場合は、FAXで提出する。なお、集計の都合上、様式は変更(行幅・列幅の変更、行・列の挿入、セルの移動等)しないこと。
- (6) 都道府県統計主管課は、市町村教育委員会より提出された調査票データをZIP又はLZH形式の圧縮ファイルにすることにより1つのファイルとし、文部科学省へ電子メールで提出する。市町村よりFAXで提出された調査票は、そのままFAXで文部科学省へ提出すること。
- (7) 市町村統計主管課は、市町村教育委員会より提出された調査票データを、都道府県統計主管課へメールで転送する。市町村教育委員会よりFAXで提出された調査票は、そのままFAXで都道府県統計主管課へ提出すること。
- (8) 調査票の提出期限

ア. 都道府県統計主管課から文部科学省への提出期限

・・・平成18年10月31日

イ. 市町村統計主管課から都道府県統計主管課への提出期限

ウ. 市町村教育委員会から市町村統計主管課への提出期限

文部科学省への提出期限等を考慮の上、経由機関において決めること。

## 3. 経由機関の行う事務

都道府県統計主管課は、調査票の市町村統計主管課への配布と文部科学省への提出、並びに管轄の全ての市町村教育委員会より調査票が提出されているかどうかの確認を行う。

市町村統計主管課は、調査票の市町村教育委員会への配布と都道府県統計主管課への提出を行う。

調査票の審査は文部科学省で実施するため、経由機関での実施は不要とする。また、都道府県での調査票のパンチ入力や中間集計も不要とする。

## VI 集計事項及び集計方法

### 1. 集計事項

- (1) 都道府県別の本務の市町村負担教員の任用状況
- (2) 都道府県別の兼務の市町村負担教員の任用状況

## 2. 集計方法

文部科学省は、各都道府県からの調査票提出完了後、文部科学省において集計する。

## Ⅶ 結果の公表

- 1. この調査の結果は、文部科学省が発行する「平成18年度学校基本調査報告書」（平成18年12月刊行予定）の参考資料として公表する。
- 2. 各都道府県統計主管課は、当該都道府県についての調査結果を文部科学省の公表以前に公表することができる。ただし、この場合においては、文部科学省の公表が確定値であることを付記しなければならない。

## Ⅷ 調査票の保存

文部科学省、都道府県統計主管課、市町村統計主管課及び市町村教育委員会は、入力又は記入した調査票を文部科学省の公表の日から1年間保存する。